



# Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. 最高裁判所判決<sup>1</sup>:最低代替税制度は外国法人には適用されず

インド最高裁判所は恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」)または事業を行う場所(place of business)を持たない外国法人に最低代替税(Minimum Alternate Tax: 以下「MAT」)制度は適用されないという判決<sup>2</sup>を下した。

これより前、政府は、外国機関投資家(FII)および外国ポートフォリオ投資家(FPI)<sup>3</sup>ならびにPE または事業を行う場所を持たない外国法人にMAT制度は適用されないと発表していた<sup>4</sup>。

1961年所得税法(Income-tax Act, 1961: 以下「所得税法」)の現行規定によると、法人は、会計上の所得に対して通常の税率である30%<sup>5</sup>

またはMAT税率である18.5%の税率のいずれか高い方の税額を支払う義務があるが、外国法人へのMAT制度適用については明確なガイダンスがなかった。政府の発表および最高裁の判決により、今般、インドにPE や事業を行う場所を持たない外国法人にMAT規定は適用されないことが明確化された。

## 2. CBDT<sup>6</sup>:移転価格のレンジ適用および複数年のデータ使用に関する規定を発表

2015年10月19日、直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes(CBDT))は、インド移転価格税制に基づく比較対象企業分析および独立企業間価格算定の3段階プロセスについて規定する通達<sup>7</sup>を発表した。主な内容は以下のとおりである。

### (1) 比較対象企業の選定

比較対象企業は、今年度のデータ(入手できる場合)または直近年度のデータを用いた定量的レビューおよび定性的レビューに基づき選定す

1 2013年民事上訴(civil appeal)No. 4559 およびNo. 4560

2 Castleton Investment Ltd.訴訟

3 外国機関投資家(Foreign Institutional Investors (FII))および外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors (FPI))

4 2015年9月1日および24日付の発表を参照のこと

5 内国法人の場合。外国法人の場合の税率は40%で、該当するサーチャージおよび教育目的税が加算される。

6 Central Board of Direct Taxes 直接税中央委員会

7 通達(Notification)No. 83/2015 [F.No.142/25/2015-TPL]

る。ただし、独立価格比準(Comparable Uncontrolled Price: 以下「CUP」)法、利益分割(Profit Split: 以下「PS」)法および他の移転価格算定方法(Income Tax Act Section 92C(f)に基づく方法)を用いる場合は、当年度のデータを用いて選定しなければならない。

## (2) 独立企業間価格算定に用いるデータ

対象取引が独立企業間価格算定は、選定された比較対象企業の3年またはそれ未満の期間(入手可能ないずれかの期間)の加重平均データを用いて行う。ただし、CUP法、PS法および他の移転価格算定方法(Income Tax Act Section 92C(f)に基づく方法)を用いる場合は複数年のデータを使うことはできない。

## (3) レンジの適用

比較対象企業が6社以上あり、かつCUP法、原価基準(Cost Plus Method(CP))法、再販売価格基準(Resale Price(RP))法または取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method(TNMM))を用いる場合は、対象取引が独立企業原則に基づいて行われているか否かを、比較対象企業データの上位35%と下位35%を除いたレンジ(35%~65%)に収まっているか否かで判断する。ただし、比較対象企業の数が6社未満の場合またはPS法または他の移転価格算定方法(Income Tax Act Section 92C(f)に基づく方法)を使用する場合は、算術平均値(arithmetic mean)プラスマイナス3%のレンジに収まっているか否かで判断する。

本通達では当年度のデータが税務調査中に入手可能になった場合には、申告書提出時には当年度のデータを入手できなかった場合でも、当年度のデータを使用することが規定されている。

## 3. カルナタカ高等裁判所判決<sup>8</sup>: 連絡事務所の購入活動はインドでの事業との関連またはPEとみなされるのか

カルナタカ高等裁判所は、インドの連絡事務所

(liaison office)が行う活動が輸出を目的とするインドにおける物品の購入に限られている場合は、当該連絡事務所が所得税法規定<sup>9</sup>に基づくインドでの事業との関連(business connection)や租税条約に基づくPEとみなされることはなく、インドで課税される所得が当該活動に起因するとみなされることはないとする判決を下した。

---

8 Columbia Sportswear Company 対 DIT 訴訟:  
WP No. 39548 of 2012/ 62 taxmann.com 240

---

9 Section 9

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp)

マネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかかる損失について一切責任を負わないものとします。